



身障秋田

発行人/社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会・会長 藤原徳郎
事務局/秋田市旭北栄町1-5
TEL (0188) 64-2780・64-2781/平成5年7月20日発行

第三八回日本身体障害者福祉大会に参加

平成五年五月二十五日より七日までの三日間日本身体障害者団体連合及び三重県身体障害者福祉連合会の共催のもと、鳥羽市及び伊勢市において約五千名が参集し、盛大に開催された。

第二日目は同じく鳥羽市にて代表者会議、評議員会が開催され、大会宣言(案)、決議(案)及び組織団体からの要望事項等について審議された。また、伊勢市ではゲートボール大会が行われた。

第三日目は伊勢市県営総合競技場体育館において福祉大会が開催された。今年「アジア太平洋障害者の十年」を迎え、また国の障害者対策に関する「新長期計画」が策定されるなど記念すべき大会であり、本県からは藤原会長を団長に二十名が参加し、大会宣言、大会決議等が採択され大会を終了した。

大会宣言

「国連・障害者の10年」を終わり、「アジア・太平洋障害者の10年」の発足節目の年に、第61回伊勢神宮式年遷宮という記念すべき時、ゆかりの深いこの地に全国から障害者の代表5,000人が集まり、第38回日本身体障害者福祉大会を盛大に開催できました。準備の段階から今日まで長い間、三重県民の皆様から頂いたご協力とご支援に対して、深く感謝します。

「国連・障害者の10年」は、それなりの効果をあげて終了した。しかし、わが国の経済の高度成長も低迷し、経済の発展に隠れていた、人間の内面的な反省が言われている。身体障害者の福祉も公的サービスの向上とともに、これらの制度がそれぞれの地域にあって、個々の障害者のうにに適切に、しかも有効に適用されるよう地域活動の組織的な推進が問われている。

政府に置かれている障害者対策推進本部は、先に中央心身障害者対策協議会から提出された「『国連・障害者の10年』以降の障害者対策の在り方について」の意見具申を基に、第2次障害者の10年を目標にした新長期計画が決められた。計画の基本的な考えに、①障害者の主体性、自立性の確立、②全ての人の参加による全ての人ための平等な社会づくり、などが強調されている。

ここに「日身連」は新長期計画の完全実施に向けて、今後は、中央、地方の組織の充実をはかり、完全参加と自立の精神を基本として、関係諸団体はもとより住民も一体となって、全ての人が明るく暮らせる社会をつくるために努力する。

以上、宣言する。

平成5年5月27日

第38回日本身体障害者福祉大会

大会決議

1. 我が国の「障害者対策に関する新長期計画」を踏まえ、地方公共団体の計画を含めた具体的な目標をもった、中期計画を策定し実施されたい。
 2. 障害者の福祉行政における、国、都道府県、市町村及び民間の役割と責任を明確にし、これが立案および実施にあたっては、障害者団体の意見を尊重されるよう要望する。
 3. 障害者の社会参加の基礎的条件である、道路、建物、交通機関、通信等における障害を除き、利用料の減免を図るとともに、障害者の行動範囲を拡大する自動車、補装具、その他のサービスの拡充を要望する。
 4. 障害による過重な負担の軽減および保障として、年金制度の拡充、特別障害者手当等の拡充、所得税、住民税等の各種税制の優遇措置、利用料金の減免および生活資金の貸付等の改善を要望する。
 5. 障害者の就労を促進するため、職業訓練をはじめ雇用のための諸条件を整備し、障害者の雇用促進法による雇用率を達成するとともに、障害者の特殊事情を考慮して在宅自営業者にも、雇用促進法と同等に保証されるよう要望する。
 6. 障害者(児)に対する教育は、障害の発生の時期、程度、能力、適性に応じて実施し、高校までを義務教育同等の取扱いとし、統合教育の条件整備、大学進学への門戸開放、および障害者に適応した生涯教育の普及促進を要望する。
- 以上、決議する。

平成5年5月27日

第38回日本身体障害者福祉大会



国が障害者対策に関する「新長期計画」を策定

—全員参加の社会づくりをめざして—

政府(障害者対策推進本部)は、本部長宮沢首相・厚生省など二十九省庁で構成した「新長期計画」を策定し、三月二十二日、平成五年度から三年間の指針となる新長期計画を策定し発表した。

この計画策定に至る経緯

「国連・障害者の十年」は昨年終了したが、この間政府の「障害者対策に関する長期計画」及びその後重点施策等に基づいて、各種施策の推進が図られてきた。しかし残された課題や新たな課題があり、障害者団体などから「国連・障害者の十年」終了後の新たな「長期行動計画」の策定を求める強い意見があり、また国際的にも「アジア太平洋障害者の十年」の決議

大会スローガン

「アジア太平洋・障害者の十年」を推進しよう。
障害者の心の通う地域福祉を育てよう。
障害者ゆえのあらゆる負担を軽減しよう。
社会参加と自立につとめよう。

・心身障害児の成長のあらゆる段階において、一人一人の障害の特性等に合わせた多様な教育・育成の展開を図る。

3、雇用・就業

・重度障害の一般雇用の推進、授産施設、福祉工場の充実、職業リハビリテーション対策の推進。

4、保健・医療

・心身障害の発生予防、早期発見、早期治療の推進。
・リハビリテーション医療等の充実。

5、福祉

・生活安定のため年金、手当等の充実、在宅福祉サービスの充実及び施設対策の推進。

6、福祉機器の研究開発普及

・生活環境
・建築物、道路、交通機関等における物理的な障害の除去やコミュニケーションに当たったハンディキャップの軽減。

7、スポーツレクリエーション及び文化

・施設の整備や指導者の養成。

8、国際協力

・「アジア太平洋障害者の十年」を踏まえ、特にアジア太平洋地域における国際協力の推進。

第三 推進体制等

・障害者対策は、広範な分野にわたっている。したがって、この推進にあたっては障害者対策推進本部を軸とし、関係行政機関相互の密接な連携を図り、障害者対策の総合的かつ効果的な実施を図る、対策の立案、推進に当たっては、障害者自身の意見を反映させ、そのニーズに十分配慮する。

○地方公共団体においても長期的な計画の下に総合的、体系的な施策の推進、特に市町村は、身近な地方公共団体として、今後その役割が重要になると考えられるので、主体的かつ積極的に取り組むことを期待する。

○障害者を含む社会の全ての構成員が、それぞれ分野で積極的に行動し、障害者福祉の向上のために寄与することを期待する。

1、啓発広報

・社会を構成する全ての人々が、障害及び障害者にたいして十分に理解し、配慮していくことが必要なので啓発広報は極めて重要である。「障害者の日」を中心とした啓発広報を一層推進する。福祉教育を積極的に推進する。

2、教育・育成

・ボランティア活動を積極的に推進する。

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会平成5年度事業計画

第一 基本方針

すべての障害者が、健常者とともに生活し、各種の活動に参加することができる地域社会の実現は、私たちの切なる願いである。

これまで、国や県の長期計画等にもとづいて各種の施策が推進され障害者福祉の増進が図られており、障害者に対する県民の理解と認識も次第に高まりつつある。

しかし、障害者の高齢化や、重度化の進行、社会・経済情勢の変化など障害者をめぐる環境は一層厳しさを増してきている。

県身体障害者福祉協会は、これらの課題解決に向けて、障害者問題に対する県民の理解と協力を求めるとともに、各種団体等との連携を深めながら、障害者の自立更生と社会参加活動の促進を図るなど、障害者福祉向上のために積極的な事業活動を推進するものとする。

（事業推進の重点目標）

- 一、障害者の市町村身体障害者協会への加入を促進し、組織の強化と活動の活性化を図る。
- 二、障害者の自立更生の環境づくりを努めるとともに、社会参加活動の高揚を図る。
- 三、障害者の雇用拡大と、結婚促進を図り、生活の安定と福祉の増進に資する。
- 四、重度身体障害者授産施設「秋田ワークセンター」の適切な運営と、充実に努める。

第二 事業計画

- 一、会議の開催
 - (一) 理事会
 - (二) 評議員会
 - (三) 監事会
 - (四) 三役会議
- 二、専門委員会の開催
 - (一) 視覚障害者対策専門委員会
 - (二) 聴覚障害者
 - (三) 車いす生活者
 - (四) 青年部
 - (五) 青 年 部
 - (六) ※専門委員会は、会長の諮問に応じ会長に答申する。
- 三、協会単独事業
 - (一) 第十二回秋田県身体障害者福祉大会
 - 障害者の福祉を高める諸問題について、県民各層の理解を得るとともに、障害者自身の自立意識高揚と会員の団結を図り、併せて功績者並びに自立更生模範会員の表彰を行う。
 - (七月、秋田県民会館)
 - (二) 理事・監事・評議員研修会
 - 事業運営に関する当面の課題を中心に研究討議を行い、以後の事業運営指針に資する。
 - (年一回)
 - (三) 障害別団体代表者研修会
 - 各障害別団体の参加のもとに、研究・協議を行い、併せて交流を深めることにより、相互の理解を深める。
 - (四) 会報「身障秋田」の発行
 - 全会員を対象に、事業計画等の紹介を中心とした情報の提供を行う。
 - (五) 補助事業
 - 障害別団体の活動強化を図るための補助事業
- 四、視覚障害者福祉推進事業補助
 - ① 聴覚障害者
 - ② 車いす障害者
 - ③ 筋ジストロフィー
 - ④ 身体障害者スポーツ振興を図るための補助事業
 - ⑤ 盲社会人野球東北大会への派遣(六月、函館市)
 - ⑥ 聴覚障害者バレーボール東北・北海道大会の開催(六月十一～十三日、秋田市)
 - ⑦ 車いすバスケットボール東北・北海道ブロック大会の開催(六月十九～二十日、秋田市)
 - ⑧ 第二十九回全国身体障害者スポーツ大会への派遣(十一月六～七日、徳島市)
 - ⑨ 身体障害者スポーツ指導員養成講習会への派遣
 - ⑩ 委託事業
 - (一) コミュニケーションの確保等事業
 - ① 手話講習会(初級・中級・上級……各ブロック)
 - ② 手話奉仕員派遣事業
 - ③ 手話通訳設置事業(県身障協会)
 - ④ 要約筆記養成事業
 - ⑤ 字幕入りビデオカセットライブラリー貸出事業
 - (二) 音声機能障害者発声訓練並びに発声訓練指導者養成事業
 - (三) 移動対策事業
 - ① ガイドヘルパーネットワーク事業
 - ② 生活訓練等事業
 - ③ ろうあ者日曜教室開催事業(県北中央・県南)
 - ④ オストメイト社会適応訓練事業
 - ⑤ 車いす生活者社会生活行動訓練事業(県北・中央・県南)
 - ⑥ 情報サービス提供事業(県心身障害者総合福祉センター)
 - ⑦ 身体障害者の福祉を高めるつどい開催事業(各都市)
 - ⑧ スポーツ振興事業
 - ⑨ 秋田県身体障害者体育大会開催事業(第三十回、秋田市)
 - ⑩ 相談事業
 - (一) 更生相談事業(県心身障害者総合福祉センター)
 - (二) 身体障害者結婚相談事業
 - (三) 啓発・普及事業
 - ① 心身障害者総合福祉展
 - ② 地域身体障害者福祉関係連絡調整事業(県北・中央・県南)
 - ③ 身体障害者福祉活動推進員設置事業
 - (四) 関係団体の大会、諸会合への参加
 - (一) 第三十七回全国身体障害者福祉大会(五月)
 - (二) 秋田県心身障害者雇用促進大会
 - (三) 秋田県社会福祉大会
 - (四) その他関係団体の諸会合
 - (五) 関係機関との連携
 - (一) 日本身体障害者団体連合会
 - (二) 東北・北海道身体障害者団体連絡協議会
 - (三) 県心身障害者雇用促進協会
 - (四) 県社会福祉協議会
 - (五) 県国障障害者年間関係団体推進連絡協議会
 - (六) その他障害者福祉関係機関、団体

平成5年度一般会計収入・支出予算(主要項目)

1. 収入の部 (単位: 円)			2. 支出の部 (単位: 円)		
科 目	事 業 名	予 算 額	科 目	事 業 名	予 算 額
1. 負担金収入	負 担 金 収 入	2,480,600	1. 事務費支出	事 務 費 支 出	8,204,500
2. 補助金収入		14,751,840	2. 事業費支出		35,138,000
	① 県 補 助 金 収 入	14,210,000	① 会 単 独 事 業 費		2,050,000
	1. 運営費補助金収入	3,740,000	② 補 助 事 業 費		9,768,000
	2. 社会参加促進センター運営費補助金収入	4,665,000	③ 委 託 事 業 費		23,320,000
	3. 全国障害者スポーツ大会等派遣補助金収入	3,907,000			4,687,600
	4. 民間社会福祉施設運営費補助金収入	798,000	① 設 備 資 金 借 入 金 償 還 金		4,687,600
	5. 民間社会福祉施設設備費補助金収入	1,100,000	1. 施設整備費借入金償還金		666,000
	② 市 町 村 補 助 金 収 入	541,840	2. 施設建設資金借入金償還金		2,200,000
	1. 事業運営費補助金収入(全市町村)	501,840	3. 利 子		1,821,600
	2. 県身障者体育大会開催補助金収入(秋田市)	40,000	4. 繰入金支出		2,288,000
3. 委託費収入		24,210,000	① 施 設 会 計 繰 入 金 支 出		798,000
	① コミュニケーションの確保等事業(6事業)	7,656,000	② 特 別 会 計 繰 入 金 支 出		1,490,000
	② 移動対策事業(1事業)	120,000	5. 雑 支 出	雑 支 出	818,000
	③ 生活訓練等事業(6事業)	4,976,000	6. 予 備 費	予 備 費	593,300
	④ スポーツ振興事業(1事業)	1,900,000	支 出 合 計		51,729,400
	⑤ 相談事業(2事業)	2,973,000			
	⑥ 啓発・普及事業(3事業)	6,585,000			
4. 配分金収入	共 同 募 金 配 分 金 収 入	300,000			
5. 寄 付 金	寄 付 金 収 入	3,421,600			
6. 繰入金収入		5,020,000			
	① 特 別 会 計 繰 入 金 収 入	4,320,000			
	② 施 設 会 計 繰 入 金 収 入	700,000			
7. 雑 収 入	雑 収 入	150,031			
8. 前 期 繰 越 金	前 期 繰 越 金	1,395,329			
収 入 合 計	収 入 合 計	51,729,400			



工藤 一郎理事(大館市)

栄ある大臣表彰

昨年十二月十一日厚生省において更正援護功労者として、厚生大臣表彰を受け、皇居で天皇、皇后両陛下に拝謁、激励のお言葉をいただきました。

平成四年度に次の方々よりご寄付いただきました。大変有難く厚くお礼申しあげます。

秋田市瀬下建設代表 瀬下和夫 様

(ゴルフコンペチャリティーズ募金) 四二、一六五円

秋田県商工会婦人部連合会、青年部連合会 様

(チャリティーパーカー収益金) 一〇〇、〇〇〇円

聖園ベビー保育園 様

(パーカー収益金) 二〇、〇〇〇円

羽後銀行労働組合 様

(歳末募金) 一六八、三一九円

県障害福祉課の平成5年度身障関係主要事業概要

1. 障害者社会参加促進事業 51,250千円
在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための経費(32事業)
・事業内容
(1) コミュニケーション確保対策事業(手話奉仕員養成派遣事業等9事業)
(2) 移動対策事業(自動車操作訓練事業等4事業)
(3) 生活訓練事業(盲婦人家庭生活訓練事業等11事業)
(4) スポーツ振興事業(身体障害者スポーツ大会開催事業1事業)
(5) 相談事業(更生相談事業等3事業)
(6) 啓発・普及推進事業(心身障害福祉展等3事業)
(7) 社会参加促進センター設置事業
2. 住みよい福祉のまちづくり推進事業 20,666千円
男鹿市、鷹巣町、田代町が実施する「住みよい福祉のまちづくり」に対する助成
1. 実施主体 男鹿市(継続)、鷹巣町・田代町(新規)

2. 実施内容
(メニュー方式、3年継続事業)
・生活環境改善事業(公共施設の設備改善等)
・福祉サービス事業(スポーツレクリエーションの振興等)
・市民啓発事業(ふれあい広場の開催等)
3. 身体障害者居宅整備事業 10,128千円
重度身体障害者が住宅や居室を増・改築する経費に対する助成
1. 補助先 市町村
2. 補助内容
・住宅改築
(1) 対象者 肢体不自由者(1級~3級、但し3級は車椅子使用者)
(2) 負担区分① 市町村村民税非課税 県2/3 市町村1/3 本人0
② 所得税非課税 県1/3 市町村1/3 本人1/3
(3) 補助基準額 1戸 480千円
(4) 補助戸数 40戸(①20戸 ②20戸)
・居室建設

- (1) 対象者 下肢・体幹に障害を有する者(1級~2級)
- (2) 所得制限 所得税非課税
- (3) 負担区分 県1/3 市町村1/3 本人1/3
- (4) 補助基準額 1,584千円
- (5) 補助戸数 1戸
4. 点字図書館改築事業 405,738千円
点字図書館改築のための建設工事、設備整備、外構工事等に要する経費
所在地 秋田市土崎港南三丁目509-1
鉄筋コンクリート平屋建 1,021.38㎡
5. 身体障害者療護施設整備事業 300,125千円
身体障害者療護施設の創設に対する助成
1. 実施主体 (株)仁賀保中央福祉会
2. 施設名 金浦療護園
3. 建設地 金浦町前川地内
4. 定員 50名(ショートスティ4名)
5. 規模・構造 鉄筋コンクリート平屋建 (1,803㎡)

県が「新長期行動計画」を策定

障害者福祉の更なる充実をめざして

◇計画の概要
本県においては、障害者の「完全参加と平等」の目標の実現をめざして、昭和五十七年三月に平成三年度までの障害者対策の指針となる「秋田県障害者対策長期行動計画」を策定し、障害者の福祉に関する諸施策を積極的に推進してきました。

その結果、障害者問題に関する身障理解の進展及び障害者の自立と社会参加意識の高揚をはじめ、住みよい福祉のまちづくりの進展、療育・医療の充実、障害者雇用の促進、在宅サービスの拡充、障害者福祉施設の整備など、計画に掲げた各施策は着実に進展をみています。

しかし、障害者の「完全参加と平等」の目標を実現するためには、「保健・医療」、「福祉」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「生活環境」など、障害者福祉に関連する各分野において、さらに強力な取り組みが必要であり、このため、今般、前計画の実績を踏まえ、「秋田県障害者対策長期行動計画」を策定し、障害者対策のより一層の進展を図ることとしたものであります。

二、計画の構成
本計画は、第一基本構想、第二実施計画、資料の三部門で構成されており、第一の基本構想では、計画策定の趣旨、計画の性格、計画の基本的理念及び目標、計画の基本的な考え方、計画の期間、計画の推進について記述し、第二の実施計画では、その柱として、「啓発広報」、「保健・医療」、「福祉」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「生活環境」、「スポーツ・就業」、「生活環境」、「スポーツ・レクリエーション」及び文化活動、「国際交流・協力」の八部門を掲げ、

各部門ごとに重点目標及び今後推進する施策について記述しています。

三、計画の性格
本県における障害者対策を総合的かつ体系的に推進するための指針として策定したものであり、秋田県新総合発展計画と一体となっており、障害者対策の推進を図るものであります。

四、計画の基本理念及び目標
個人の尊厳とノーマライゼーションの理念を基本理念とし、障害者の「完全参加と平等」の実現を目標としたものであります。

五、計画の基本的な考え方
次のような基本的な考え方に基づき、今後の障害者対策を推進していくこととして

- (一) 正しい障害者観の普及推進
- (二) 障害者の主体性、自立性の確立
- (三) 障害の発生予防
- (四) 障害者の重度化・重複化、障害者の高齢化への対応
- (五) 精神障害者対策の充実強化
- (六) 雇用・就業の場の確保
- (七) 住みよい社会づくりの推進
- (八) マンパワーの育成・確保
- (九) 計画の期間
平成五年度から平成二十二年までの八カ年としていきます。
- (十) 計画の推進
計画における障害者対策は、保健・医療、福祉、教育、雇用、生活環境等広範な分野にわたっているため、その推進にあたっては、各分野及び関連施策の連携を図る必要があることとしています。

また、市町村、障害者関係団体、社会福祉施設、企業、報道機関及び県民一人ひとりが、それぞれその立場から積極的に計画の推進に協力されることを期待しています。

八、実施計画における重点目標等

(一) 啓発広報
障害者を含む全ての人が、県や市町村が障害者に対しては、障害及び障害者に対しての理解を深め、配慮していくことが不可欠です。このため、啓発広報活動は極めて重要であり、「相互交流」、「福祉教育の推進」、「報道・広報等による啓発」を重点目標に定め各種施策を推進します。

(二) 保健・医療
① 心身障害児療育の推進
障害をもった児童の早期発見、早期治療・訓練を行い、障害の治癒又は軽減を図るため、「心身障害児幼児療育ネットワークシステム事業の推進」、「療育従事職員の資質の向上」を重点目標として各種施策を推進します。

② 保健・医療の推進
保健、医療の分野においては、心身障害の発生予防をはじめとして早期発見や早期治療、医療・リハビリテーション医療の推進が重要課題であり、「精神保健対策の推進」、「母子保健対策の推進」、「難病対策の推進」、「歯科保健・医療施設の整備拡充」、「保健・医療従事者の確保」を重点

- 目標として各種施策を推進します。
- (三) 福祉
障害者福祉は、「ノーマライゼーション」の理念の下に障害者の「完全参加と平等」の実現が目標であり、「社会参加の促進」、「在宅福祉の充実」、「施設福祉の充実」、「福祉従事者の育成・確保」を重点目標として各種施策を推進します。
- (四) 教育・育成
心身障害児の教育は、障害をもった子供が将来社会的に自立して生活ができるように、その基礎・基本を習得させることが最大の目的であり、心身障害児一人ひとりの、障害の種類・程度能力・適性等に応じた適切な教育を行う必要があることから、「就学前教育の充実」、「養護学校の整備充実」、「特殊学級の適正配置」、「適正就学の推進」、「交流教育の推進」、「進路指導体制の充実」を重点目標として各種施策を推進します。
- (五) 雇用・就業
障害者が、各人の適性と能力に応じた職業に就き、障害をもたない人々と共に社会経済活動に参加できることは、障害者自身の生きがいある人生を送るための重要な要素となるばかりでなく、社会にとっても有益なことであり、このため、「雇用の促進と職業の安定の促進」、「職業リハビリテーションの促進」、「福祉的就労の場の整備促進」を重点目標として各種施策を推進します。
- (六) 生活環境
障害者が地域社会の一員として家庭生活を営み、社会活動に参加するためには、障害者が地域で生活するための住宅の整備や歩道、信号機等交通関連施設の整備及び移動手段の確保等、障害者の利用を考慮した生活環境の整備が重要であり、このため、「まちづくり事業の推進」、「障害者に配慮した住宅等の整備」、「道路・交通安全施設等の整備改善」を重点目標として各種施策を推進します。
- (七) スポーツ、レクリエーション及び文化活動
障害者の自立と社会参加を促進し、健康で豊かな生活を築く上で、スポーツ、レクリエーション及び文化活動の果たす役割の重要性を示しており、このため、「スポーツ活動の促進」、「レクリエーション、文化活動の促進」を重点目標として各種施策を推進します。
- (八) 国際交流・協力の推進
障害者に関する国際会議、障害者の国際スポーツ大会への参加や「アジア太平洋障害者の十年」への対応などを通じて国際交流・協力の推進に努めます。

県から町村へ委譲された
身体障害者福祉事務について

さきの法改正により、県の福祉事務所において実施してきた次の身障福祉関係事務は、平成五年四月一日から町村が実施することになりました。

- (一) 身体障害者更生援護施設 設入所措置事務
 - (二) 更生医療事務
 - (三) 補装具交付、修理事務
 - (四) 重度身体障害者訪問調査事業
 - (五) 進行性筋萎縮症療養等 給付事務
 - (六) 更生訓練費等給付費 有料道路通行料金割引
 - (七) 証の交付事務
 - (八) 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免に係る同一生計の証明事務(一八才以上の身体障害者)
 - (九) 航空運賃の割引に係る証明事務(一八才以上の身体障害者)
- なお、次の事務は今までどおりです。
- ◇身体障害者健康診断事業
 - ◇町村で実施
 - ◇身体障害者手帳交付
 - ◇身体交付決定(福祉事務所を経由しない)
 - ◇特別障害者手当の支給
 - ◇福祉事務所で支給

「身障のつばさ」 伊勢・三河湾の旅

今年度の「身障のつばさ」は参加者十六名と小人数でしたが、五月二十六日、秋田空港から旅立ち、大空空港まで空の旅を楽しみ三重県伊勢市二見ヶ浦へ、翌二十七日、伊勢市県営総合競技場体育館で開催された全国身体障害者福祉大会に参加した後、伊勢神宮を参拝（今年度は第六一回伊勢神宮式年遷宮という二十一年に一度の記念すべき年にあたる）伊良湖、猿ヶ島、うさぎ島など伊勢・三河湾の旅を楽しみ二十九日午後帰秋しました。来年の全国身体障害者福祉大会は、青森県で開催されますので皆さんが誘い多くの方が参加されますようお願いいたします。



秋田県身障のつばさ

第五回全国身体障害者ゲートボール大会

毎年全国身体障害者福祉大会と併せ行われている全国身体障害者ゲートボール大会が、五月二十六日三重県伊勢市五十鈴公園多目的広場で、全国から三十二チームが参加し開催されました。本県からは秋田市身体障害者協会（C・B）チームが出場しましたが、健闘及ばず入賞出来ませんでした。

第二十九回全国身体障害者スポーツ大会 聴覚パレーボール等 東北・北海道地区代表決まる

今年度の、全国身体障害者スポーツ大会は、徳島県において、十一月六日、七日の二日間開催されますが、これに出場する団体競技の地区予選大会が次のとおり開催され、全国大会への出場チームが決定しております。本県チーム

- 〇一部 優勝 鹿兒島県「鈴かけチーム」
- 〇二部 優勝 北九州市「北九州小倉チーム」
- なお、東北・北海道ブロックからは「札幌市チーム」が三位（一部）入賞しております。

- 準優勝 男子 青森県チーム
- 準優勝 女子 福島県チーム
- ◇車椅子バスケットボール（六月十九日）於秋田市
- 優勝 札幌市チーム
- 優勝 岩手県チーム
- ◇盲社会人野球（六月十三日）於青森市
- 優勝 青森県チーム
- 準優勝 宮城県チーム

身体障害者 ジバング倶楽部 についての案内

- ◇会員の特典は？
- 一、割引きつぷ
- ①JR特急券（新幹線、在来線）、急行券、グリーン券、券席指定券
- ②寝台券、新幹線個室グリーン券は割引対象外
- ③有効期間は一年間、割引は年二〇回まで
- ④新規会員は旅行回数が一から三回までは二〇％引き、四から二〇回までは三〇％引き
- ⑤継続更新会員は一から二〇回まで三〇％引き
- 三、その他の条件
- ①片道または往復で二〇一km以上の旅行であること
- ②四月二十九日から五月五日まで、八月十二日から八月十六日まで、十二月三十日から一月四日までの期間は、割引になりません。
- ◇新規加入申込・更新の手続きは？
- 一、男性六〇歳以上、女性五十五歳以上で、身障手帳の交付を受けている方
- 二、新規加入申込の場合、入会申込書に記入の上、身障手帳の写しと申込金千円を添えて、身障福祉協会までお送り下さい。
- 三、更新手続きは、毎年更新申込書に千円を添えて協会に申し込んで下さい。

第三一回 秋田県身体障害者 体育会

- 九月十二日（月）
- 秋田市 秋田市宮八橋陸上競技場ほか
- 障害者団体の主要行事
- 秋田県障力障害者協会
- 〇九月二十六日（日）
- 地区対抗球技大会（大曲市）
- 〇十月十日（日）
- リダー研修会（象潟町）
- 〇十月十日（日）
- 秋田県車いす連合会
- 〇八月二十九日（日）
- 車いすゲートボール大会（秋田市）
- 〇十月十日（日）
- 運動会（秋田市）
- 〇十一月十三日（土）
- 社会生活行動訓練事業（宮城町）
- 〇八月二十九日（日）
- 秋田県視覚障害者福祉協会
- 〇八月二十九日（日）
- 厚生相談事業（男鹿・本荘由利・湯沢・北秋田の四地区）
- 〇八月二十九日（日）
- 全国盲婦人・盲青年研修大会（札幌市）
- 〇九月二十六日（日）
- 全県卓球大会・点字競技大会（秋田市）
- 〇十月三日（日）
- 文化祭（秋田市）
- 〇十一月二〇日（土）
- 中途失明者緊急生活宿泊訓練（秋田市）
- 〇十一月六日（日）
- 東北盲人福祉大会（山形県）

この会報の発行費には共同募金の配分金もあてております。

海の家・山の家開設事業について

今年度も身体障害者の福祉増進に資することを目的として、海の家・山の家開設事業を次の施設の協力を得て実施しております。

利用に際しては、次の事項に留意していただくよう、ご協力をお願いいたします。

▲利用資格

一、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた人。

二、身体障害者を介護する人。

三、身体障害者と同行する身体障害者と世帯をともにする家族。

四、身体障害者福祉に熱意のある者、身体障害者福祉に関する研修を行うため施設を利用する場合（利用者名簿を添付のこと）

▲手続

各郡市身体障害協会に利用券の交付を申請し、各自利用する施設に提出して下さい。

▲助成額

宿泊一名につき

一、〇〇〇円

日帰り一名につき四〇〇円

※継続して利用される場合は、概ね三日を限度とします。

平成5年度海の家・山の家開設施設一覧

番号	施設名	住所	電話番号	料金（宿泊の場合は2食付）
1	志張温泉	鹿角市八幡平字老沢 24-1	0186-31-2021	8,950円より 宿日泊り 400円
2	志張温泉ホテル	鹿角市八幡平字功留平 11-11	0186-31-2246	9,214円より 宿日泊り 400円
3	大館市老人福祉センター	大館市池内字大出 82番地	0186-50-2031	5,100円より 宿日泊り 700円
4	丸富ホテル	山本郡山本町森岳字木戸沢 115	0185-83-2311	10,000円より 宿日泊り 720円
5	国民宿舎男鹿	男鹿市北浦湯本字中里 21-19	0185-33-3181	5,410円より 宿日泊り 970円
6	男鹿簡易保険保養センター	男鹿市船川港台島字鶴の崎 62-2	0185-23-2611	7,300円より 宿日泊り 3,090円
7	町宮恋地山荘	南秋田郡五城目町馬場目字十二の台 23-8	0188-53-2014	4,900円より 宿日泊り 700円
8	関谷山荘貝の沢温泉	秋田市大平山谷字貝の沢 66-96	0188-38-2237	6,000円より 宿日泊り 830円
9	旅館角水	大曲市角間川町四上町 88	0187-65-2156	6,120円より 宿日泊り 210円
10	国民保養センター鶴ヶ池荘	平鹿郡山内村十洲字鶴ヶ池 24-2	0182-53-2131	6,100円より 宿日泊り 700円
11	小安観光ホテル鶴泉荘	雄勝郡皆瀬村畑等字湯元 41	0183-47-5011	10,000円より 宿日泊り 300円
12	県身障福祉センター	雄勝郡雄勝町秋の宮湯ノ岱 82	0183-56-2202	4,500円より 宿日泊り 600円
13	横手駅前温泉ゆうゆうプラザ	横手市駅前町 7-7	0182-32-7777	11,000円より 宿日泊り 600円

字幕入りビデオライブラリー 貸出事業について

県内の障力障害者、関係施設及び関係団体からの申し出により、字幕の入ったビデオカセットの貸出を行います。平成四年度新たに二百一十一番組入り、現在合計二百八十四番組のライブラリーとなっておりますので、ご利用下さい。

なお、番組内容、借受申込等については、当協会事務局までお訪ね下さい。

初級手話講習会のお知らせ

次の四ヶ所で行われます

- *能代市中央公民館 七月十三日～十一月三日
- *秋田市中心身体障害者総合福祉センター 七月十五日～十二月二日
- *毎週水曜日 一八・三〇〇～二〇・三〇〇
- *本荘市つるまの会館 七月九日～十一月二六日
- *毎週金曜日 一八・三〇〇～二〇・三〇〇
- *横手・平鹿広域交流センター 七月十六日～十一月二六日
- *毎週金曜日 一八・三〇〇～二〇・三〇〇

※受講申込み先

△秋田市、能代市受講の方

秋田市旭北栄町一五
TEL 〇一八八一
FAX 〇一八八一

△本荘市受講の方

本荘市出町字瓦谷地一
つるまの会館内
TEL 〇一八四一
FAX 〇一八四一

△横手市受講の方

横手市旭川町一三四
平鹿福祉事務所 神谷宛
TEL 〇一八二一
FAX 〇一八二一